

◆ 数理科学研究科

(1) 東京大学大学院数理科学研究科規則

〔平成4. 3. 17〕
制 定

改正 平成 7. 4. 1 平成 7. 11. 21
平成 8. 4. 1 平成 9. 3. 31
平成13. 7. 10 平成16. 4. 1
平成16. 4. 20 平成17. 4. 1
平成18. 4. 1 平成19. 4. 1
平成21. 4. 1 平成22. 4. 1
平成23. 4. 1 平成24. 6. 28
平成25. 4. 1 平成26. 9. 1
平成27. 4. 1 平成28. 4. 1
平成28. 6. 23 平成29. 4. 1
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 6. 4. 1

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院数理科学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び専攻会議の議を経て、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、数学・数理科学に関する体系的な知識と高度な研究能力を修得し、数学・数理科学の諸分野において、第一線で活躍する研究者、ならびに数学・数理科学の幅広い素養と専門的な判断力を身につけ、社会の広範な領域で新しい時代を担う人材を育成し、国際的な視野に立って高度な数学・数理科学の文化を醸成して社会の発展に資することを目的とする。

(学期)

第2条 学年を2学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第4条第3項により別に定められるところによる。

(修士課程の修了要件)

第3条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第4条 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年
- (2) 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者
修士課程における在学期間を含めて3年
- (3) 学則第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者 1年

(特別審査)

第5条 教育会議は、前条のただし書の特例を審議するときは、第6条の特別審査委員会を設け、その審査に当たるものとする。

2 前項の特別審査については、専攻長より教育会議に提議するものとする。

(特別審査委員会)

第6条 特別審査委員会は、本学学位規則第7条に定める審査委員会のほかに研究科長の指名する必要な審査委員若干名を加えたものとする。

(教育課程)

第7条 専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるものの他、毎年度の必要に応じて教育会議の議を経て、別に定めるところによる。

2 1授業科目の単位数は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

3 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨申し出たときは、学則第2条7項に定めるところにより、教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

(履修方法)

第8条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

- 第9条** 修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを修士課程の単位とすることができる。ただし、学部及びグローバル教育センターの科目については、合わせて8単位を限度とする。
- (1) 学部及びグローバル教育センターの科目
 - (2) 他の研究科の修士課程の科目
- 第10条** 博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを博士後期課程の単位とすることができる。
- (1) 修士課程の科目
 - (2) 他の研究科の科目
- 2** 修士課程において修了に必要な単位を超えて取得した単位は、指導教員の許可を得て博士後期課程の単位数に加えることができる。ただし、10単位を限度とする。
(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)
- 第11条** 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
- 2** 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。
(履修科目届・受験届)
- 第12条** 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。
(試験)
- 第13条** 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。
- 2** 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。
(学位論文)
- 第14条** 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。
(最終試験)
- 第15条** 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。
- 2** 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。
(学位の授与)
- 第16条** 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(数理学)の学位を授与する。
- 第17条** 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士(数理学)の学位を授与する。
(入学資格)
- 第18条** 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項各号(第8号括弧書に規定するものを除く。)の定めるところによる。
- 2** 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。
- 3** 前2項の場合において、学則第16条第1項第8号並びに同条第2項第7号及び第8号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。
(再入学)
- 第19条** 修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。
- 2** 再入学者の修業年限等は、教育会議の議を経て定める。
(転入学)
- 第20条** 学則第23条に定める転入学の受入れについては、別に定める。
(特別研究学生)
- 第21条** 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
- 2** 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
(大学院研究生)
- 第22条** 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。
- 附 則**
この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則**
この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則**
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則**
1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
2 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附 則（平成13年7月10日東大規則第22号）（抄）

- 1 この規則は、平成13年7月10日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 11 東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。
（省略）

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 12 東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。

附 則（抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 11 東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日東大規則第64号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日東大規則第118号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年4月1日から施行する。

別表 数理科学研究科数理科学専攻授業科目表

授業科目		単 位 数		博士後期課程	
		選択必修	選 択	授業科目	単 位 数
研 究 倫 理 I	0.5			研 究 倫 理 II	0.5
代 数 幾 何 学	2			数 理 科 学 講 究 I	6
整 数 論	2			数 理 科 学 講 究 II	6
保 型 関 数 論			2	数 理 科 学 講 究 III	6
解 析 数 論			2	数 理 科 学 特 別 演 習 I	6
応 用 代 数 学			2	数 理 科 学 特 別 演 習 II	6
数 理 代 数 学 概 論 I	2				
数 理 代 数 学 概 論 II	2				
微 分 幾 何 学 I	2				
微 分 幾 何 学 II	2				
位 相 幾 何 学 I	2				
位 相 幾 何 学 II	2				
大 域 解 析 学			2		
複 素 多 様 体			2		
力 学 系 論			2		
大 域 幾 何 学 概 論	2				
線 形 微 分 方 程 式 論	2				
スベクトル理論	2				
代 数 解 析 学			2		
関 数 解 析 学			2		
確 率 解 析 学			2		
基 礎 解 析 学 概 論	2				
代 数 構 造 論 I	2				
代 数 構 造 論 II	2				
群 構 造 論			2		
リ 一 環 論	2				
無 限 次 元 構 造 論			2		
複 素 解 析 学 特 論			2		
表 現 論			2		
数 理 構 造 概 論	2				
非 線 形 数 理	2				
確 率 過 程 論	2				
数 値 解 析 学			2		
数 理 統 計 学			2		
制 御 数 学			2		
大 規 模 行 列 計 算 論			2		
数 理 解 析 学 概 論	2				
数 理 論 理 学			2		
数 学 基 礎 論			2		
情 報 理 論	2				
計 算 数 学	2				
組 合 せ 論			2		
離 散 数 理 学 概 論	2				
ア ク チ ュ ア リ ー 数 理			2		
非 線 形 解 析 学			2		
数 学 史			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 I			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 II			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 III			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 IV			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 V			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 VI			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 VII			2		
基 礎 数 理 特 別 講 義 VIII			2		
応 用 数 理 特 別 講 義 I			2		
応 用 数 理 特 別 講 義 II			2		
応 用 数 理 特 別 講 義 III			2		

応用数理特別講義 IV		2	
応用数理特別講義 V		2	
数理科学特別講義 I		2	
数理科学特別講義 II		2	
数理科学特別講義 III		2	
数理科学特別講義 IV		2	
数理科学特別講義 V		2	
数理科学特別講義 VI		2	
数理科学特別講義 VII		2	
数理科学特別講義 VIII		2	
数理科学特別講義 IX		2	
数理科学特別講義 X		2	
数理科学特別講義 XI		2	
数理科学特別講義 XII		2	
数理科学特別講義 XIII		2	
数理科学特別講義 XIV		2	
数理科学特別講義 XV		2	
数理科学特別講義 XVI		2	
数理科学特別講義 XVII		2	
数理科学特別講義 XVIII		2	
数理科学特別講義 XIX		2	
数理科学総合セミナー I	8		
数理科学総合セミナー II	8		
数理科学基礎セミナー I	8		
数理科学基礎セミナー II	8		
数理科学広域演習 I		2	
数理科学広域演習 II		2	
数理科学広域演習 III		2	
数理科学広域演習 IV		2	
数理科学広域演習 V		2	
数理科学広域演習 VI		2	
数理科学広域演習 VII		2	
数理科学広域演習 VIII		2	
数理科学広域演習 IX		2	
数理科学広域演習 X		2	
数理科学演習 I	4		
数理科学演習 II	4		
統計財務保険特論 I		2	
統計財務保険特論 II		2	
統計財務保険特論 III		2	
統計財務保険特論 IV		2	
統計財務保険特論 V		2	
統計財務保険特論 VI		2	
統計財務保険特論 VII		2	
統計財務保険特論 VIII		2	
統計財務保険特論 IX		2	
統計財務保険特論 X		2	
統計財務保険特論 X I		2	
統計財務保険特論 X II		2	
統計財務保険特論 P I		2	
統計財務保険特論 P II		2	
社会数理特別講義 I		2	
社会数理特別講義 II		2	
統計財務保険演習 I		2	
統計財務保険演習 II		2	
数物先端科学 I		2	
数物先端科学 II		2	
数物先端科学 III		2	
数物先端科学 IV		2	
数物先端科学 V		2	
数物先端科学 VI		2	

数理-6

数物先端科学 VII	2		
数物先端科学 VIII	2		
数物先端科学 IX	2		
数物先端科学 X	2		
社会数理先端科学 I	2		
社会数理先端科学 II	2		
社会数理先端科学 III	2		
社会数理先端科学 IV	2		
数理科学特論 I	1		
数理科学特論 II	1		
数理科学特論 III	1		
数理科学特論 IV	1		
数理科学特論 V	1		
数理科学特論 VI	1		
数理科学特論 VII	1		
数理科学特論 VIII	1		
数理科学特論 IX	1		
数理科学特論 X	1		
数理科学特論 XI	1		
数理科学特論 XII	1		
数理科学特論 XIII	1		
数理科学特論 XIV	1		
数理科学特論 XV	1		
数理科学特論 XVI	1		

1. 修士課程においては、選択必修科目の中から4単位以上及び数理科学総合セミナー I, II 16単位又は数理科学基礎セミナー I, II 16単位を履修しなければならない。

数理科学演習 I, II 8単位をもって数理科学総合セミナー II 又は数理科学基礎セミナー II に振り替えることができる。

2. 博士後期課程においては、所要科目20単位以上を履修しなければならない。

数理科学特別演習 I, II はそれぞれ数理科学講究 II, III に振り替えることができる。